

社会福祉法人 大笠会 女性活躍推進法に基づく行動計画

当法人は全職員が、職場と家庭での調和を図るために働きやすい環境の整備をするため、次のよう
行動計画を策定する。

1. 計画期間

計画期間) 令和4年6月8日～令和9年3月31日

2. 目標

目 標) 全職員の年次有給休暇の取得率を58%以上にする

3. 取組内容・実施時期

取組内容) 取得しやすい労働環境を整備する

令和4年7月～ 取得率50%未満の職員に対する聞き取り調査を実施

令和4年8月～ 各事業所の管理者と聞き取り調査の結果を共有し、課題について検討を実施

令和4年8月～ 取得状況をチェックし、必要に応じて取得を促す。

令和5年4月～ 前年度の取得状況の集計及び分析により必要な見直しを行い、改めて取得率の
低い職員に対する聞き取り調査を実施し、以降は前年度に準じる。

※適用範囲 社会福祉法人大笠会が運営する全ての施設及び事業所とする。